

南伊勢町地域防災計画 修正

市町名:	南伊勢町		
ページ数	該 当 箇 所	修 正	理 由
地震・津波 対策編 3-2 風水害等 対策編 4-2	第2項 職員等の配備基準と体制 2 配備体制	第2配備(警戒体制)の配備時期、配備を要する所属及び人員等を変更。	遠地津波や南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)など、通常あまり起こりえない災害の場合は、全課長が参集し、災害対応を決定することが望ましいため。
風水害等 対策編 4-18、4-19	第2項 気象予報及び警報等の収集・伝達 1 気象警報(特別警報を含む)・注意報	特別警報(津波、火山噴火、地震)を追加。 大雨警報土砂災害における土壌雨量指数基準を197→167に変更。 大雨注意報浸水害における表面雨量指数基準を12→13に変更。 同、土砂災害における土壌雨量指数基準を74→76に変更。	気象庁による特別警報の発表基準および、警報・注意報発表基準一覧表(R6.5.23現在)による。
資料編 4-13～4-18	4-6 相互応援協定等一覧	(株)キナン他8件(番号58～66)を追加。	災害協定の締結による。
資料編 5-2	第5 避難に関する資料 5-1 地震 指定緊急避難場所、指定避難所(指定避難所・避難所予備施設)	避難地区 船越地区に、おひさま保育園(福祉避難所)を追加。	おひさま保育園の新設に伴い、当施設を災害時における福祉避難所に指定したため。
資料編 5-7	第5 避難に関する資料 5-2 風水害 指定緊急避難場所、指定避難所(指定避難所・避難所予備施設)	避難地区 東宮地区に、大山寺を追加。	大仙寺の建替工事に伴い、避難者の受け入れが可能になったため。
資料編 5-10	5-4 水防法に基づく要配慮者利用施設 浸水想定区域内(洪水)に所在する施設	11 支援センターかもめを削除。	高台移転事業による。

南伊勢町地域防災計画 修正

市町名:	南伊勢町		
ページ数	該 当 箇 所	修正	理 由
資料編 5-12	5-5 要配慮者施設等一覧表 浸水想定区域内(津波)に所在する施設	20 支援センターかもめを削除。	高台移転事業による。
資料編 7-1	第7 消防に関する資料 7-1 南伊勢町消防団の体制	団員数および消防自動車等の修正。	条例の定数の見直しおよび直近の数値に変更。
資料編 9-1	第9 水防に関する資料 9-1 水防管理団体	水防団員数610名→470名に変更。	条例の定数の見直しによる変更。
資料編 9-50	第9 水防に関する資料 9-4 樋門・水門・閘門・樋管等設置箇所		三重県水防計画の修正による。
資料編 13-3	第13 防災資機材・物資等に関する資料 13-2町備蓄物資	備蓄品目および個数の修正。	直近の数値に変更のため。
資料編 15-16	第15 各種様式 15-4 り災照明願	り災証明願→罹災証明申請書に変更。	三重県統一様式に変更のため。
南海トラフ 地震防災 対策推進 計画 (追加)	資料:3 津波避難避難対策緊急事業計画		津波避難施設の整備に必要となるため追加。